

南富良野町

《第3期》

子ども・子育て支援事業計画



南富良野町

目 次

第1章	— 計画の策定にあたって	
1	— 計画策定の趣旨・背景	1
2	— 計画の位置づけと期間	2
3	— 計画の策定体制と方法	3
第2章	— 南富良野町の子ども・子育てを取り巻く現況	
1	— 統計データ等でみる南富良野町の現況	4
2	— 教育・保育施設の現状と実績	5～6
3	— 第2期 子ども・子育て支援事業計画の評価	7～13
第3章	— 計画の基本的な考え方	
1	— 基本理念	14
2	— 基本目標	15
3	— 施策の体系	16
第4章	— 計画の基本的事項	
1	— 教育・保育の提供体制	17～18
2	— 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	19～23
3	— その他の事項	24～25
第5章	— 分野別施策の展開	26～34
第6章	— 計画の推進	35
1	— 計画を実行するための協力体制	
2	— 計画の点検・評価	
●資料		36
○南富良野町子ども・子育て会議設置要綱		37
○南富良野町子ども・子育て会議委員名簿		38
○アンケート調査結果報告書		

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

全国的に少子化が進む中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こどもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感等が高まる傾向にあります。

このことから、こどもの健やかな成長と子育てにおいては、安心な環境で成長ができ、保護者とこどもが向き合って喜びとともに子育てができるよう、社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような社会的背景のもと、国においてはこれまで少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」や「少子化対策基本法」に基づく取組、平成24年に制定された「子ども子育て関連3法」に基づいた市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務付けなど、様々な取組を展開してきました。

さらにこの3法に基づいて「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から開始され、「こどもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充、家庭における子育て支援、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

一方、本町においては次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に「次世代育成支援地域行動計画（前期）」や平成22年に「同計画（後期）」を策定しております。

また、平成27年には「第1期子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年に「第2期同計画」を策定し、第2期では「地域で支え合う 子育て すくすく 子育て 笑顔あふれる 南富良野」を基本理念として、各種事業を実施してきました。

今後も、子ども・子育ての支援を切れ目なく推進することや、第2期子ども・子育て支援事業計画が令和6年度末に計画期間終了となることから、就学前・小学校児童の保護者を対象にアンケート調査を実施し、調査結果から本町としての課題を取りまとめ、第2期計画の進捗状況や評価を踏まえた上で、「第3期南富良野町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」を包含し、一体的に策定します。また、「南富良野町第 6 次総合計画」や関連する分野別計画との整合性を図りながら、こどもと子育て家庭に関わる施策を総合的に推進します。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める 5 年間とし、令和 7 年度から 11 年度までの 5 年間として策定します。また、社会情勢の変化等により、必要に応じ見直しを行います。

平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 5 次総合計画（H25～R4）					第 6 次総合計画（R5～R9）						
第 1 期子ども・子育て支援事業計画（H27～）		第 2 期子ども・子育て支援事業計画					第 3 期子ども・子育て支援事業計画				
第 3 期地域福祉計画（H28～）			第 4 期地域福祉計画								
第 5 期障がい福祉計画			第 6 期障がい福祉計画			第 7 期障がい福祉計画					

3 計画の策定体制と方法

(1) 南富良野町子ども・子育て会議

本計画は、子ども・子育て支援法第72条の規定に基づく「南富良野町子ども・子育て会議」において、こどもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などの各委員の意見を聴取して策定しました。

(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査

本計画を策定するため、就学前児童・就学児童（小学生）の保護者を対象に、子育て状況・支援サービスの利用状況等を把握するアンケート調査を実施しました。

- ・ 調査の期間 令和6年9月～10月
- ・ 調査の方法 保育所・学校を通じて保護者に配布・回収
郵送による配布・回収
WEBによる回収
- ・ 回収状況

アンケート対象	発送数	回収数	回収率
就学前児童保護者	64 票	34 票	53.1%
就学児童保護者	80 票	40 票	50.0%



第2章 南富良野町の子ども・子育てを取り巻く現況

1 統計データ等でみる南富良野町の現況

(1) 人口の推移と構成

国勢調査による人口の推移をみると、本町の総人口は減少傾向で推移しており、令和2年には2,376人となっています。年齢別人口構成でも、0～14歳の年少人口は令和2年には250人となっており、平成27年と比較して38人減少しています。

◆人口・世帯数の推移

※国勢調査・令和6年は11月末住基台帳
単位 人口：人 世帯数：世帯



◆年齢別人口構成の推移（3区分）

単位 年齢別人口：人 構成比：%



(2) 出生数、出生率の推移

本町における出生数は令和元年から10人程度で推移しており、出生率は令和元年から3年までは北海道や富良野保健所内よりも低い値で推移していましたが、令和4年については、北海道や富良野保健所内よりも若干上回る値で推移しています。

※北海道保健統計年報・出生数は年単位

出生数：人 出生率：%



2 教育・保育施設の現状と実績

(1) 教育・保育認定区分

1号認定の実利用人数は計画どおりとなっています。2号認定の実利用人数は令和2年度は見込みを上回っていましたが、令和3年度以降は実績が見込みを下回っています。3号認定の実利用人数は5ヶ年ともに実績値が見込みを上回っています。

①幼児教育（1号認定）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	0	0	0	0
確保の内容	1	0	0	0	0
実績値	1	0	0	0	0
進捗率	100.0%	-	-	-	-

②幼児教育・保育（2号認定）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	教育利用	2	3	3	3	3
	教育・保育	55	52	55	49	41
確保の内容		57	55	58	52	44
実績値		61	50	49	45	41
進捗率		107.0%	90.9%	84.5%	86.5%	93.2%

③保育（3号認定）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0歳	2	3	3	3	3
	1・2歳	25	19	15	17	17
確保の内容		27	22	18	20	20
実績値	0歳	4	7	6	3	4
	1・2歳	28	19	18	22	18
進捗率	0歳	200.0%	233.3%	200.0%	100.0%	133.3%
	1・2歳	112.0%	100.0%	120.0%	129.4%	105.9%
	計	118.5%	118.2%	133.3%	125.0%	110.0%

(2) 教育・保育施設

教育・保育施設の実利用人数は5ヶ年ともに実績値が見込みを下回り、進捗率は65%～98%の間で推移しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定施設・ 保育施設	認定こども園	0	0	0	0	0
	幼稚園	0	0	0	0	0
	保育所	90	90	90	90	90
私立幼稚園		0	0	0	0	0
幼稚園及び 預かり保育	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定	4	4	4	4	4
	3号認定	2	2	2	2	2
認可外保育施設		0	0	0	0	0
計		96	96	96	96	96
実績値		94	76	73	70	63
進捗率		97.9%	79.2%	76.0%	72.9%	65.6%



3 第2期 子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 基本目標における評価

本計画の策定にあたり、「南富良野町子ども・子育て会議」において第2期計画の評価を行い進捗状況等を踏まえる中で、子ども・子育て支援を総合的に推進します。

◇評価基準

《 A：良くてきた B：できた C：あまりできなかった D：できていない 》

基本目標1 子どもの健やかな育ちを支えるまちづくり

基本施策	事業名	内 容	評 価
質の高い教育・保育の推進	保育所運営事業	幾寅保育所、金山保育所の継続的な運営と、職員研修の充実に努める。	B
	0歳児保育	現施設の状況を踏まえ、利用者のニーズへの適切な対応を検討する。	A
	認定こども園への移行検討	利用ニーズの状況等により、今後検討する。	D
保育サービスの充実	一時保育事業	保護者の疾病や育児疲れ、リフレッシュなどに対応するよう、2保育所で実施する。	A
	延長保育事業	働き方の多様化や利用ニーズを把握するとともに、課題となっている職員体制のあり方等を検討する。	D
食育の推進	乳幼児健康診査の際の栄養指導	栄養士による栄養相談・指導、食習慣の指導・助言を行う。	A
	小中学校の食育の推進	学校における給食指導や栄養指導を実施する。	A

基本施策	事業名	内 容	評 価
病気や障がい等に関する支援	重度心身障害医療給付事業	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をもっている方に医療費を助成する。	A
	特別児童扶養手当	担当部署との連携による対象者の把握により支給する。	A
	こども通園センター訓練指導	富良野市こども通園センター運営費の負担並びに支援サービスの相談・調整を行う。	A
	療育支援事業	関係機関との連携により、支援の必要な児童が適切な支援を受けられるよう、療育体制の向上を図る。また、通所・通院の経費の一部助成を行う。	A
	特別支援保育	配慮・支援が必要な児童について、引き続き保育士の確保に努めるとともに、研修等により職員の資質向上に努める。	B
	特別支援教育	関係機関のネットワークにより、適切な指導・支援を行えるよう、連携協力を図る。	A
	児童・生徒の自立支援	スクールカウンセラーによる支援を継続し、児童生徒・保護者の困り感や不安に対する相談体制を充実、心の成長を支援する。	A
児童虐待防止の充実	要保護児童対策地域協議会の充実	関係機関との連携を図り、必要に応じて代表者会議、実務者会議、ケース検討会議を実施して適切な支援等を検討する。	B
	スクリーニングの実施	保育所等での定期的なスクリーニングにより、児童虐待の早期発見、早期対応に努める。	A

基本目標２ すべての子育て家庭を支えるまちづくり

基本施策	事業名	内 容	評 価
妊娠・出産における安心の確保と支援	利用者支援事業	妊娠初期から乳幼児期の親子の状況を把握し、保健師・保育士等が連携を図り、切れ目ない支援を提供する。	A
	妊婦健康診査	疾病の早期発見、早期治療や保健指導を行う。また、費用の全額助成を継続する。	A
	乳児家庭全戸訪問事業	すべての出生を対象に保健師が訪問し、養育環境や乳児の発育、育児に関する相談など早期からの支援につなげる。	B
親と子の健康の確保	乳幼児健康診査	発達・発育の確認及び疾病や障がい等の早期発見と保護者への支援に努める。	B
	育児・健康相談	子育て、発達・発育に関する相談に対応、早期支援につなげる。	B
	予防接種事業	予防接種の正しい知識の普及や相談に応じるとともに、インフルエンザ・おたふくかぜ・ロタウイルス予防接種の助成（無料化）を継続する。	A
	歯科保健事業	歯科検診によるフッ素塗布、保育所入所児童へのフッ化物洗口事業を実施する。	A

基本施策	事業名	内 容	評 価
子育て家庭への経済的支援	児童手当	児童手当、児童扶養手当について、国の制度に基づき、対象者の把握と適正な支給を実施する。	A
	子ども医療費助成	町内住所の0歳～満22歳の乳幼児、児童生徒、学生を対象に、すこやか子ども医療費助成事業を実施する。	A
	学校給食費の助成	所得に応じた助成区分により、引き続き助成を行う。	A
	保育料の軽減	3歳児から5歳児まで、及び市町村民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもを対象に、幼児教育・保育の無償化を実施し3歳未満児の保育料を国基準の75パーセントに設定、国の制度を超えた第3子以降の保育料無償化を継続して実施する。	A
	すこやか出産支援金 (令和4年度で制度終了)	経済的負担軽減とともに誕生を祝福するため、支援金の支給を継続する。 第1子 5万円 第2子 10万円 第3子以降 15万円	A
	出産子育て応援支援金 (令和5年度より制度制定)	経済的負担の軽減を図り、安心して出産・子育てができるよう、国の制度と併せて支援金の支給を行います。 妊娠届出時 10万円 出生届出時 10万円	A
	ひとり親家庭に関する支援	ひとり親家庭等医療給付事業を実施する。	A

基本目標 3 地域 みんなで、子育て・子育てを支え合うまちづくり

基本施策	事業名	内 容	評 価
地域における子育て支援サービスの充実	子育て支援センター事業	未就学児親子の交流の促進と子育てに関する相談や情報の提供を引き続き実施する。また、幾寅地区以外での出張開設についても継続する。	A
	ファミリー・サポート・センター事業	会員の相互援助活動による育児支援により、育児と仕事の両立や地域での子育てを支える体制を構築する。	B
	子育て援助協力者の養成	相互援助活動の広報、会員募集に努めるとともに、協力会員確保のため、講習会を開催する。	A
学校・家庭・地域での連携教育等の推進	放課後子ども教室	安心・安全な子どもの居場所として、町内2小学校内において運営する。	A
	地域とともにある学校づくり	コミュニティスクールの取り組みにより、地域・家庭の声を生かし、特色ある学校づくりを進める。	A
	高齢者との交流促進	子どもの豊かな心や思いやりの心が育つよう高齢者との交流を行う。	C
	保育所と小学校間の職員・児童の交流	就学に向けスムーズな移行ができるよう、職員間の連携を図り、入所児と児童の交流に努める。	A
地域力強化と環境の整備	総合型地域スポーツクラブとの協働	スポーツ活動による地域や子ども・子育て世代との交流を促進する。	A
	子ども会活動の推進	地域での交流による様々な体験と子どもの見守りの観点から、引き続き活動支援、指導者の育成に努める。	A

基本施策	事業名	内 容	評 価
地域力強化と環境の整備	スポーツ少年団活動の推進	心身の健全育成のため、財政及び活動支援や、指導者の育成・確保に取り組む。	A
	安心・安全な遊び場の確保	既存公園の点検・修繕などの維持管理と、自然環境、施設を活かした遊び場の検討を進める。	B
	住環境の整備	公営住宅の入居募集、空き家バンクの情報などの発信に取り組むとともに、住宅建設及び改修等の補助制度の継続を行い、子育て世代の定住を推進する。	B
子どもの安全確保の推進	交通安全指導	P T A や交通指導員等による通学時における街頭指導や学校における交通安全教室を実施する。	A
	防災教育の推進	体験型防災学習や、実践的な避難訓練を通して防災意識の向上に取り組む。	A
	防犯意識の高揚	事故や犯罪のない安心・安全な地域社会のための意識醸成を推進するため、標語・ポスター・作文の募集を行い、住民集会での表彰や作品の展示を行う。	A
仕事と家庭の両立のための社会環境の整備	男女共同参画の推進	男女がともに家庭や地域、職場など様々な場で個性と能力が発揮できる社会の実現に向け、意識の啓発などに努める。	C
	育児休業制度の推進	育児休業制度の定着を図り、民間事業所等においても男女ともに取得しやすい環境を目指す。	C

基本目標 4 子どもの今と未来を応援するまちづくり

基本施策	施 策 名	内 容	評 価
相談体制の取り組み	子育て相談窓口の設置	子育てや福祉に関して保護者などからの相談に対応、必要な情報の提供及び助言等支援を行う。	A
	教育相談	各学校、教育委員会において、随時対応する。	A
	子育て情報の発信	子育てに関する様々な情報を町ホームページや各施設に掲示するなど広く周知する。	A
	要保護児童地域連絡協議会	関係機関との連携を図り、困難を抱える家庭や虐待につながる恐れのある事例などに早期に対応して適切な支援を行う。	B
教育支援の取り組み	学習支援	道の事業である「生活困窮世帯等の学習・生活支援」のサポートを継続する。	—
	ファミリー・サポート・センター事業	会員の相互援助活動による育児支援を通じて、登下校の通学援助や一時預かりなどを行う。	A
経済的支援の取り組み	就学援助	児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、経済的に困窮している世帯に対し、学用品費や給食費などの援助を行う。	A
	奨学資金貸付制度	経済的事由などにより就学困難な方に各学校区分により貸付を行う。 (高等学校 25,000 円/月 以内 ～ 大学 50,000 円/月 以内)	A
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子・父子・寡婦家庭の経済的自立と児童の福祉向上のため、道で実施している就学資金や生活資金、就学支度資金等の周知や申請の支援を行う。	A

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こどもは社会の希望であり未来でもあります。次代の主役であるこどもの健やかな育ちと子育て家庭を地域全体で応援し見守っていくことは、重要な課題の一つであると考えます。

そうした中、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。

一方で本町の子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化や女性の社会進出の加速化、地域のつながりの希薄化により、身近に相談できる相手がいないことなどから、子育ての孤立や負担の増加が懸念されます。このことから、多様化する子ども・子育て支援のニーズに対し、包括的な支援が求められる状況となっています。

こうした背景を踏まえ本計画の策定においては、これまでの子育て支援の継続と地域全体で子どもを育てる共育を推進するとともに、第2期で掲げた「こどもの最善の利益」を実現することを基本とし、時代の潮流を捉えることにより、多様化するニーズに対する施策の展開を推進します。

また基本理念についても、第2期で掲げた「地域で支え合う 子育て すくすく子育て 笑顔あふれる南富良野」を継承し、安心して子育てができる環境づくりの構築を進めます。

地域で支え合う 子育て

すくすく 子育て

笑顔あふれる 南富良野

2 基本目標

基本理念を実現するため、下記のとおり基本目標を設定します。

基本目標1 こどもの健やかな育ちを支えるまちづくり

基本目標2 すべての子育て家庭を支えるまちづくり

基本目標3 地域みんなで子育て・子育てを支え合うまちづくり

基本目標4 こどもの今と未来を応援するまちづくり



3 施策の体系

地域で支え合う子育て

すくすく子育て

笑顔あふれる南富良野

基本目標

1 こどもの健やかな育ちを支えるまちづくり

2 すべての子育て家庭を支えるまちづくり

3 地域みんなで子育て・子育てを支え合うまちづくり

4 こどもの今と未来を応援するまちづくり

基本施策

- (1) 質の高い教育・保育の推進
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 食育の推進
- (4) 病気や障がい等に関する支援
- (5) 児童虐待防止の充実

- (1) 妊娠・出産における安心の確保と支援
- (2) 親と子の健康の確保
- (3) 子育て家庭への経済的支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 学校・家庭・地域での連携教育の推進
- (3) 地域力強化と環境の整備
- (4) こどもの安全確保の推進
- (5) 仕事と家庭の両立のための社会環境の整備

- (1) 相談体制の取組
- (2) 教育支援の取組
- (3) 経済的支援の取組

第4章 計画の基本的事項

1 教育・保育の提供体制

子ども・子育て支援法に基づく就学前児童の教育・保育施設給付は、一人ひとりのこどもにつき、教育と保育の必要性を市町村が認定し、幼稚園や認定こども園、保育所などの施設利用等に必要な費用を給付する仕組みです。

(1) 教育・保育提供区域の状況

就学前の教育・保育施設の利用については、広く利用施設を選択できるよう、教育・保育提供区域は町全域を一つの提供区域として定めます。

(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育の見込み量は、アンケート調査結果を活用し、父母の就労状況等による家庭類型と利用の意向、推計児童数から国の算定基準を参考にして求めますが、個体数が少ない項目もあることから、計画策定にあたってはアンケート結果を尊重しつつ、現実の必要量に見合った計画とするよう、毎年度子ども・子育て会議において計画の評価、見直しを検討します

提供体制の確保と実施時期については、施設設備又は職員配置の状況等についても配慮が必要です。

また、認定区分の量の見込みの変化により、利用者のニーズと質の確保を考慮した計画とします。

① 認定区分ごとの教育・保育の量の見込み

【教育・保育の認定区分】

- ・ 1号認定…満3歳以上の幼児教育を利用する子ども（法第19条第1項第1号）
- ・ 2号認定…満3歳以上の幼児教育と保育が必要な子ども（法第19条第1項第2号）
- ・ 3号認定…3歳未満の保育を必要とする子ども（法第19条第1項第3号）

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定		0	1	1	1	1
2号認定	教育利用希望	0	4	6	6	4
	教育・保育	33	30	30	21	23
3号認定	0歳	1	4	4	4	4
	1歳	4	6	6	6	6
	2歳	6	9	7	9	9
量の見込み計		44	54	54	47	47

※1号認定及び2号認定（教育利用希望）の量の見込みは、町外幼稚園の利用

② 提供体制の確保方策

【教育・保育施設】

- ・ 認定こども園…認定区分1号、2号、3号の子どもが利用できる施設
- ・ 幼稚園…認定区分1号の子どもが利用できる施設
- ・ 保育所…認定区分2号、3号の子どもが利用できる施設

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定施設・ 保育施設	認定こども園	0	0	0	0	0
	幼稚園	0	0	0	0	0
	保育所	90	90	90	90	90
	(内訳) 0歳	4	4	4	4	4
	(内訳) 1歳	8	8	8	8	8
	(内訳) 2歳	12	12	12	12	12
	(内訳) 3歳以上	66	66	66	66	66
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
幼稚園及び 預かり保育	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定	4	4	4	4	4
	3号認定	2	2	2	2	2
	(内訳) 0歳	0	0	0	0	0
	(内訳) 1歳	1	1	1	1	1
	(内訳) 2歳	1	1	1	1	1
認可外保育施設		0	0	0	0	0
計		96	96	96	96	96

本町は公立保育所を2か所（幾寅・金山地区）で運営しております。引き続き保育所として運営することを基本としますが、今後における保護者の様々なニーズ等に応じてあり方を検討していきます。

また、金山保育所については近年児童数が減少しており、計画期間中に児童数が皆無となることも想定されることから、地域の状況を踏まえながら運営等を含め検討していきます。

③ 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

教育・保育施設利用児童と小学校児童との交流活動や、教職員と保育士等による連携が図れるよう、内部研修による質の向上に努めます。

④ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し対応します。

また、給付方法については、施設や保護者の状況に応じて対応するほか、施設の確認や公示などにあたっては、北海道と連携し実施します。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 利用者支援に関する事業

利用者支援の調整機関は保健福祉課（すこやかこども室）とし、南富良野町子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠から出産、子育てについてのワンストップ相談窓口として、保健・医療・福祉・教育等の関係機関による切れ目のない支援体制を整備しています。

地域の関係機関が情報と知識の共有を図ることで、各機関が利用者支援を担える体制を目指し、関係職員の質の向上と連携の強化を図ります。

(2) 時間外保育事業

時間外保育については、ニーズはあるものと認識していますが、職員体制の未整備等により実施できていません。働き方の多様化やニーズの高まりを注視しながら、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の活用を併せた体制づくりについて、検討します。

単位：人 ※（ ）内はヶ所数

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（就学前児童）	31	32	33	29	29
確保方策 特定教育・保育施設	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生児童に対し、児童館等を利用して授業終了後における適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

放課後児童クラブは、児童が安心して放課後の時間を過ごせるように環境を整備しており、児童支援員に対し研修を受講することなどで、質の向上を図り、安心な場所を提供するよう引き続き運営します。

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1 年 生	15	6	6	15	8
	2 年 生	14	15	6	6	15
	3 年 生	11	14	15	6	6
	計	40	35	27	27	29
確保方策	登録児童数	42	37	30	31	33
	平均利用児童数	30	30	30	30	30

放課後子ども教室は、多様な経験ができる環境づくりと、質の向上、学習時間の確保等に努め、安心・安全な居場所の提供するよう引き続き運営します。

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	2	0	2	0	1
	2年生	2	2	0	2	0
	3年生	3	2	2	0	2
	4年生	17	14	16	17	6
	5年生	25	17	14	16	17
	6年生	14	25	17	14	16
	計	63	60	51	49	42
確保方策	登録児童数	70	66	56	53	46
	平均利用児童数	30	30	30	30	30

(4) 子育て短期支援事業

現在ニーズはなく、町内においても該当施設（児童擁護施設等）がない状況ではありますが、ひとり親家庭や多子世帯における保護者の入院など必要な状況が生じた場合を想定して、旭川児童相談所等の関係機関との連携を密にするなど、緊急事態に対応可能な体制の確立を目指します。

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	就学前児童	0	0	0	0	0
	就学児	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
確保方策	養護施設委託	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や子育て支援センター職員が訪問し、乳児の発育等の確認と養育環境等の把握を行うとともに、子育てに関する情報提供や相談、助言、援助等を行うほか、必要に応じて養育支援訪問を行い、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を継続します。

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（出生児：人）		10	10	10	10	10
確保方策	保健師等訪問	10	10	10	10	10

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業

母子保健活動や乳児全戸訪問事業の状況、要保護児童対策地域協議会の情報により、支援の必要な家庭を把握し、ケースに応じて必要な機関の専門職が家庭訪問し、相談、助言、指導、援助等を行います。

情報の集約と早期対応を図ることにより、深刻な育児不安やこどもへの虐待予防に努めるとともに、就学児についても教育委員会と連携して取り組みます。

量の見込みは特に定めることはせず、関係職員等の質の向上と連携強化を図り、きめ細やかな支援に努めます。

(7) 地域子育て拠点事業

子育て支援センターを拠点として、育児講演会や母子の交流事業等の各種事業を継続して実施します。また、子育て支援センターの利用が困難な子育て家庭に対し、地域や家庭を訪問し必要な支援を行うとともに、母子保健事業との連携による利用の推進を図り、子育ての不安感の緩和などこどもの健やかな育ちを支援します。

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(月:人)	61	61	61	64	61
確保方策	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業は公立保育所にて実施しており、日常の突発的な事情や社会参加、育児疲れによる保護者の心身負担の軽減を図るため環境整備に努めます。

また、公立施設では対応できない時間帯については、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）を活用することで対応します。

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(年間:人)	114	113	113	113	113
確保方策 特定施設・保育施設	150	150	150	150	150

(9) 病児保育事業

アンケート調査によると、こどもが病気になったときは保護者のどちらかが休暇を取得し看病しているケースが多く、保護者が「自ら看たい」という意向がある一方で、施設等を利用したいというニーズについてもほぼ同数となっています。しかし、本町には該当施設がなく、保育施設内での実施は提供場所や人員体制など大きな課題があり、子育て援助活動支援事業での対応も大変困難な状況であることから、量の見込みや確保方策については定めず、あり方などについて検討します。

(10) 子育て援助活動支援事業

子育て援助活動支援事業については、子育て支援センターにアドバイザーを配置し実施しており、援助活動を行う「協力会員」を増やす講習会の開催や、活動内容の周知をするなど、地域の中での相互援助の意識を育て、支え合える環境整備に努めます。

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	57	55	49	46	45
確保方策	60	60	60	60	60

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査費用の助成を行い、妊娠週数に応じた妊婦の健康維持と胎児の健やかな成長のため、妊娠期間中において適時に必要に応じた保健指導を行います。

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策 健診受診票交付	10	10	10	10	10

(12) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の援助を実施し、妊娠期から子育て期の包括の支援をします。

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

(13) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう、医療機関に委託して宿泊型、通所型で支援しており、母親の体調管理と心身の休養のため、授乳など育児の相談・指導を「通所」、「入所」のいずれかの方法で支援します。

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所その他の内閣府令で定める施設において、満3歳未満の乳児又は幼児（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。受け入れ先機関の人員配置等実施体制について検討します。

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み	-	1	1	1	1
	確保方策	-	0	0	0	0
1歳	量の見込み	-	0	0	0	0
	確保方策	-	0	0	0	0
2歳	量の見込み	-	0	0	0	0
	確保方策	-	0	0	0	0

3 その他の事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

小学校就学前のこどもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設や特定地域型保育事業を利用できるよう、情報提供や相談支援などを行います。

(2) こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する北海道が行う施策との連携

① 児童虐待防止対策の充実

○ 関係機関との連携と相談体制の強化

虐待発生予防、早期発見、早期対応などのために南富良野町要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域協議会）の取組を強化します。講習会等に参加することで、町担当職員の資質の向上に努めます。

また、児童相談所をはじめ、道との連携を強化します。

○ 発生予防、早期発見、早期対応など

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導、地域の医療機関などとの連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施などを通じて、妊娠、出産や育児期に養育支援を必要とするこどもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育訪問事業などの適切な支援につなげます。

さらに、児童委員等に協力を依頼し虐待の発生予防や早期発見に努めます。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子及び父子家庭日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際して配慮するなど、各種の支援を行います。

また、道が策定する自立促進計画などに定める子育て・生活支援策や就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

母子家庭については町母子会活動との連携等により、各世帯のニーズの把握や協力体制の確立を図ります。

③ 障がい児施策の充実について

○ 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見や早期治療のため、妊婦や乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断などを推進します。また、在宅支援の充実や就学支援を含めた教育支援体制の整備を行い、一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援や専門的支援の強化、保育所などの訪問支援の活用を通して、地域の障がい児等に特別な支援が必要なこどもや家族等に対する支援を充実します。

○ 発達障がい関連施策の充実

発達障がいを含む障がいのあるこどもについて、障がいの状態に応じ、その可能性を最大限に伸ばし、そのこどもが自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、保育士などの資質や専門性の向上を図ります。

乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、保育所や小学校、特別支援学校などにおいて、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援などについて共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容やその後の円滑な支援につなげます。

適切な情報周知により、家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援を行うなど、発達障がい者支援センターとの連携を密にしながら、支援体制を整備します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「仕事と生活の調和のための行動指針」に基づき、道や地域の企業、経済団体、労働者団体とともに、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体などと相互に密接に連携・協力しながら、仕事と生活の調和の実現に向けて取り組みます。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育や放課後児童健全育成事業、子育て援助活動支援事業の充実など、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

(4) 小児医療に係る支援

小児医療に関しては、町内に小児科医及び入院施設を備えた医療機関はなく、町外の医療機関を利用しなければならない状況であり、医療機関までの距離や交通など不安な点が挙げられますが、すこやか子ども医療費助成制度をはじめ、予防接種の無料化、各種健診事業などを継続することにより、母子保健及び予防医療、さらには疾病の早期発見・治療を図ります。

第5章 分野別施策の展開

基本目標1 こどもの健やかな育ちを支えるまちづくり

基本施策(1) 質の高い教育・保育の推進

事業名	内 容	担当課
保育所運営事業	幾寅保育所・金山保育所の継続的な運営と、職員研修の充実に努めます。	保健福祉課 (すこやかこども室)
0歳児保育	現施設の状況を踏まえ、利用者のニーズへの適切な対応を検討します。	保健福祉課 (すこやかこども室)
認定こども園への移行検討	利用ニーズの状況等により、今後検討します。	保健福祉課 (すこやかこども室)
乳児等通園支援(こども誰でも通園制度)事業	保護者の就労の有無に関わらず、保育所を定期的に利用できるよう、検討します。	保健福祉課 (すこやかこども室)

基本施策(2) 保育サービスの充実

事業名	内 容	担当課
一時保育事業	保護者の疾病や育児疲れ、リフレッシュなどに対応するよう、幾寅・金山保育所で実施します。	保健福祉課 (すこやかこども室)
延長保育事業	働き方の多様化や利用ニーズを把握するとともに、課題となっている職員体制のあり方等を検討します。	保健福祉課 (すこやかこども室)

基本施策(3) 食育の推進

事業名	内 容	担当課
乳幼児健康診査の際の栄養指導	乳幼児の月齢・年齢に応じた食事について保護者と学習し、必要時に助言を行います。	保健福祉課 (保健指導係)
小・中学校の食育の推進	学校における給食指導や栄養指導を実施します。	教育委員会

基本施策（４）病気や障がい等に関する支援

事業名	内 容	担当課
重度心身障害医療 給付事業	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳を所持している方に医療費 を助成します。	保健福祉課 (介護医療係)
特別児童扶養手当	対象者における手当の支給につながるよ う、関係部署と連携・把握を行い、北海 道へ報告します。	保健福祉課 (すこやかこども室)
こども通園センタ ー訓練指導	富良野市こども通園センター運営費の負 担並びに支援サービスの相談・調整を行 います。	保健福祉課 (保健指導係) (すこやかこども室)
療育支援事業	関係機関との連携により、支援の必要な 児童が適切な支援を受けられるよう、療 育体制の向上を図ります。また、通所・ 通院の経費の一部を助成します。	保健福祉課 (保健指導係) (すこやかこども室)
特別支援保育	配慮・支援が必要な児童について、保育 士の確保に努めるとともに、研修等によ り職員の資質向上に努めます。	保健福祉課 (すこやかこども室)
特別支援教育	関係機関のネットワークにより、適切な 指導・支援を行うよう、連携を図ります。	教育委員会
児童・生徒の自立支 援	スクールカウンセラーによる支援を継続 し、児童生徒・保護者の困り感や不安に 対する相談体制を充実、心の成長を支援 します。	教育委員会

基本施策（５）児童虐待防止の充実

事業名	内 容	担当課
要保護児童対策地 域協議会の充実	関係機関との連携を図り、必要に応じて 代表者会議、実務者会議、ケース検討会 議を実施し、適切な支援等を検討します。	保健福祉課 (すこやかこども室)
スクリーニングの 実施	保育所等での定期的なスクリーニングに より、児童虐待の早期発見、早期対応に 努めます。	保健福祉課 (すこやかこども室)

基本目標 2 すべての子育て家庭を支えるまちづくり

基本施策（1）妊娠・出産における安心の確保と支援

事業名	内 容	担当課
利用者支援事業	妊娠初期から乳幼児期の親子の状況を把握し、保健師・保育士等が連携を図り、切れ目ない支援を提供します。	保健福祉課 (子育て世代包括支援センター)
妊婦健康診査	疾病の早期発見や早期治療、保健指導を行います。また、経済的負担を軽減するため費用の全額助成を行います。	保健福祉課 (保健指導係)
乳児家庭全戸訪問事業	すべての出生を対象に保健師が訪問し、養育環境や乳児の発育、育児に関する相談など早期からの支援につなげます。	保健福祉課 (保健指導係)
妊婦初回産科受診料助成事業	妊娠判定のために係る費用と交通費の一部を助成し、経済的負担の軽減と妊婦との面談により必要な支援につなげ、継続支援を行います。	保健福祉課 (保健指導係)
妊娠出産安心支援事業	妊婦健診、出産準備、産婦健診に係る交通費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課 (保健指導係)

基本施策（２）親と子の健康の確保

事業名	内 容	担当課
乳幼児健康診査	発達・発育の確認及び疾病や障がいの早期発見と保護者への支援に努めます。	保健福祉課 (保健指導係)
育児・健康相談	子育て、発達・発育に関する相談に対応し、保護者の不安の軽減を図り、早期の支援につなげます。	保健福祉課 (保健指導係) (すこやかこども室)
予防接種事業	予防接種の正しい知識の普及や相談に応じるとともに、インフルエンザ・おたふくかぜ予防接種の助成（無料化）を行います。	保健福祉課 (保健指導係)
歯科保健事業	歯科検診において歯科衛生士による助言指導、フッ素塗布を行います。また、保育所入所児童へのフッ化物洗口事業を行います。	保健福祉課 (保健指導係) (すこやかこども室)
産婦健康診査費助成事業	出産後まもない時期の産婦に対する健康診査の費用を助成し、産後の初期段階における母子に対する支援の強化と、医療機関との連携を図り、産後も切れ目ない支援を行います。	保健福祉課 (保健指導係)
１か月児健康診査費助成事業	１か月児の健康診査に係る費用の助成を行います。	保健福祉課 (保健指導係)
産後ケア事業	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう医療機関に委託して、宿泊型、通所型で支援を行います。	保健福祉課 (保健指導係)

基本施策（3）子育て家庭への経済的支援

事業名	内 容	担当課
児童手当	児童手当や児童扶養手当について、国の制度に基づき、対象者の把握と適正な支給を行います。	保健福祉課 (すこやかこども室)
子ども医療費助成	町内住所の0歳～満22歳の乳幼児や児童生徒、学生を対象に「すこやかこども医療費助成事業」を行います。	保健福祉課 (介護医療係)
学校給食費の助成	所得に応じた助成区分により、助成（無償化等）を行います。	教育委員会
保育料の軽減	3歳から5歳及び市町村民税非課税世帯の0歳から2歳のこどもを対象に、幼児教育・保育の無償化を行います。 3歳未満の保育料を国基準額の75%に設定し、国の制度を超えた第3子以降の保育料の無償化を行います。 各年3月31日現在における満年齢が0歳から2歳で、保護者と同一生計の最年長から数えて第2子以降の児童に該当し、かつ、世帯の市町村民税所得割課税額の負担額区分が5階層以下となる保護者に対し、保育料の無償化を行います。	保健福祉課 (すこやかこども室)
出産子育て応援支援金	経済的負担の軽減を図り、安心して出産・子育てができるよう、国の制度と併せて支援金の支給を行います。	保健福祉課 (すこやかこども室)
ひとり親家庭に関する支援	「ひとり親家庭等医療給付事業」を行います。	保健福祉課 (介護医療係)

基本目標 3 地域みんなで子育て・子育てを支え合うまちづくり

基本施策（１）地域における子育て支援サービスの充実

事業名	内 容	担当課
子育て支援センター事業	未就学児親子の交流の促進と子育てに関する相談対応や情報提供を行います。また、幾寅地区以外での出張開設を行います。	保健福祉課 (すこやかこども室)
ファミリー・サポート・センター事業	会員の相互援助活動による育児支援により、育児と仕事の両立や地域での子育て支援を行います。	保健福祉課 (すこやかこども室)
子育て援助協力者の養成	相互援助活動の広報、会員募集に努めるとともに、協力会員確保のため、講習会を開催します。	保健福祉課 (すこやかこども室)

基本施策（２）学校・家庭・地域での連携教育等の推進

事業名	内 容	担当課
放課後児童クラブ	安心して放課後の時間を過ごせるよう、南富良野小学校内において運営します。	保健福祉課 (すこやかこども室)
放課後子ども教室	学習時間確保等に努め、安心・安全なこどもの居場所を提供するよう、町内２小学校内において運営します。	教育委員会
地域とともにある学校づくり	コミュニティスクールの取組により、地域・家庭の声を生かし、特色ある学校づくりを進めます。	教育委員会
高齢者との交流促進	こどもの豊かな心や思いやりの心が育つよう、高齢者との交流を行います。	教育委員会
保育所と小学校間の職員・児童の交流	就学に向けスムーズな移行ができるよう、職員間の連携を図り、入所児と児童の交流に努めます。	教育委員会 保健福祉課 (すこやかこども室)

基本施策（３）地域力強化と環境の整備

事業名	内 容	担当課
総合型地域スポーツクラブとの協働	スポーツ活動による地域や子ども・子育て世代との交流を促進します。	教育委員会
子ども会活動の推進	地域での交流による様々な体験とこどもの見守りの観点から、活動支援や指導者の育成に努めます。	教育委員会
スポーツ少年団活動の推進	心身の健全育成のため、財政及び活動支援や指導者の育成、確保に努めます。	教育委員会
安心・安全な遊び場の確保	既存公園の点検・修繕などの維持管理や自然環境、施設を活用した遊び場の検討を進めます。	建設課 企画課
住環境の整備	公営住宅の入居募集や空き家バンクの情報発信などに取り組むとともに、住宅建設や改修等の補助金を交付し、子育て世代の定住を推進します。	建設課 企画課

基本施策（４）こどもの安全確保の推進

事業名	内 容	担当課
交通安全指導	P T Aや交通指導員等による通学時の街頭指導や、学校における交通安全教室を実施します。	総務課 教育委員会
防災教育の推進	体験型防災学習や実践的な避難訓練を通して、防災意識の向上に努めます。	総務課 教育委員会
防犯意識の高揚	事故や犯罪のない安心・安全な地域社会の意識を醸成するため、標語やポスター、作文を募集し、住民集会において表彰や作品の展示を行います。	総務課

基本施策（5）仕事と家庭の両立のための社会環境の整備

事業名	内 容	担当課
男女共同参画の推進	男女がともに家庭や地域、職場など様々な場で個性と能力が発揮できる社会の実現に向け、意識の啓発などに努めます。	企画課
育児休業制度の推進	育児休業制度の定着を図り、民間事業所等においても男女ともに取得しやすい環境を目指します。	企画課

基本目標 4 こどもの今と未来を応援するまちづくり

基本施策（1）相談体制の取組

事業名	内 容	担当課
子育て相談窓口の設置	子育てや福祉に関して保護者等からの相談対応や必要な情報の提供、助言等の支援を行います。	保健福祉課
教育相談	各学校や教育委員会において、随時対応します。	教育委員会
子育て情報の発信	子育てに関する様々な情報を町ホームページやSNS、各施設に掲示するなど、広く周知します。	保健福祉課 (すこやかこども室)
要保護児童地域連絡協議会	関係機関との連携を図り、困難を抱える家庭や虐待につながる恐れのある事例などに早期に対応して、適切な支援を行います。	保健福祉課 (すこやかこども室)
こども家庭センター設置事業	妊娠や出産、子育て全般に関する相談のほか、子どもの発達状態、児童虐待や貧困、ヤングケアラーなどに関するあらゆる問題に対処するため、センターの設置を検討します。	保健福祉課 (すこやかこども室)

基本施策（2）教育支援の取組

事業名	内 容	担当課
学習支援	北海道の事業である「生活困窮世帯等の学習・生活支援」のサポートを行います。	保健福祉課 (社会福祉係)
ファミリー・サポート・センター事業	会員の相互援助活動による育児支援を通じて、登下校の通学援助や一時預かりなどを行います。	保健福祉課 (すこやかこども室)

基本施策（3）経済的支援の取組

事業名	内 容	担当課
就学援助	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、経済的に困窮している世帯に対し、学用品費や給食費などの援助を行います。	教育委員会
奨学資金貸付制度	経済的事情などを理由に就学が困難な生徒に対し、各学校区分により貸付を行います。 (高等学校 25,000 円/月 以内 ～ 大学 50,000 円/月 以内)	教育委員会
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子や父子、寡婦家庭の経済的自立と児童の福祉向上のため、北海道が実施している就学資金や生活資金、就学支度資金等の周知や申請の支援を行います。	保健福祉課 (すこやかこども室)



第6章 計画の推進

1 計画を実行するための協力体制

本計画の実現に向けては、保健福祉課や関係所管課との連携、さらには関係機関、地域団体との協力体制が最も重要です。

また、こどもが成長するための出発点は家庭であり、保護者の協力なしでは支援事業の実施は困難となります。

それぞれが担うべき役割を認識し、各自の特徴を生かしたきめ細やかな取組を行うことで、社会全体でこどもと子育て家庭を支えていくまちづくりを取り進めます。

2 計画の点検・評価

本計画における事業の推進には、当事者の目線に立ったチェック体制が重要であることから、「子ども・子育て会議」を評価の機関として位置づけ、各年度において各事業における実施状況の点検や評価を行い、計画の見直し等も併せて取り進めます。

資

料

○南富良野町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、南富良野町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、10人以内の委員で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。会長は会議の議長となる。

2 委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 子ども・子育て会議の委員には、報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の支給は、南富良野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年町条例第5号）の定めるところによる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し、必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行する。

南富良野町子ども・子育て会議委員名簿

住 所	氏 名	要綱第2条第2項各号	職 域 等
幾 寅	大 亀 正 人	子 ども の 保 護 者	子育て中の保護者 (小学校就学前)
幾 寅	齋 藤 具 規		子育て中の保護者 (小学校在学中)
幾 寅	樋 村 裕 之	事業主を代表する者	南富良野町商工会
下金山	大 和 百 合 子	労働者を代表する者	南富良野地区連合会
幾 寅	志 戸 田 香 里	支援に関する事業従事者	教 育 委 員 会 (放課後子ども教室)
幾 寅	高 橋 紀 代 美	支援に関する学識経験者	主 任 児 童 委 員
幾 寅	中 島 洋 子		
落 合	金 村 萌 絵	町長が適当と認める者	ファミリー・サポ ート・センター利用会員
下金山	細 川 由 貴		
委 員 数		9 名	